

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百十号金額の欄イ及び同項第二百十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十五号金額の欄イ及び同項第二百二十七号金額の欄イ」に改める。